

# 令和5年度 スポーツ団体等標準宿泊料金要項

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合

## 1. 本要項で定める配宿事業について

- (1) 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下、本組合と呼称）及び本組合の支部たる各地の組合（以下、支部組合と呼称）は、本要項6.（1）に記載された大会等を運営する団体等（以下、運営団体と呼称）に協力し、当該大会等に参加する生徒、学生、指導者および大会役員等の宿泊についての手配（以下、配宿と呼称）の依頼に対応する事業を実施する。
- (2) 本要項に記された宿泊料金等の諸条件は、本組合による配宿の事業についてのみ適用し、本組合以外の団体若しくは個人が介在する手配又は宿泊施設への直接の手配には適用しない。
- (3) 運営団体による大会に係る宿泊については本組合以外への配宿の要請を妨げず、また本組合への配宿の要請に対しては指定された様式による申し込みが到達した時点での受け入れ可能人数を上限として応えるものとする。
- (4) 配宿を依頼された支部組合は、担当する地域において直ちに配宿可能な施設の確保に着手するとともに、その結果については速やかに依頼者へ通知するものとする。この場合においては必要に応じて当該配宿に係る大会等を統括管理する専門委員長等と意見を交わし、その意向に留意するよう努めるものとする。
- (5) 前号による配宿の結果について、配宿の依頼の翌日から起算して3日後の15時までに結果を通知できないときは、支部組合は、当該配宿のその時点での進捗状況について同日内に依頼者等へ報告するものとする。
- (6) 本組合は、大会等を主催する団体に対し、配宿を申し込むにあたり必要な下記の宿泊施設情報を前年度末までに提供するものとする。
  - ア. 施設名、住所及び連絡先
  - イ. 施設料金（A、B、C又はD）
  - ウ. 食事提供の可否
  - エ. インボイス対応の有無
  - オ. 責任賠償保険の加入状況
  - カ. 配宿申し込み先の支部名および連絡先
  - キ. その他必要な情報

## 2. 基本宿泊料金及び接遇

### (1) 基本宿泊料金（1泊夕朝食付）

団 体・種 別	宿泊料金総額（内 消費税額）	基本宿泊料金
小 学 生	A 6,050円（550円）	A 5,500円
	B 7,150円（650円）	B 6,500円
	C 8,250円（750円）	C 7,500円
	D 9,350円（850円）	D 8,500円
中 学 生	A 6,380円（580円）	A 5,800円
	B 7,480円（680円）	B 6,800円
	C 8,580円（780円）	C 7,800円
	D 9,680円（880円）	D 8,800円
高 校 生	A 6,600円（600円）	A 6,000円
	B 7,700円（700円）	B 7,000円
	C 8,800円（800円）	C 8,000円
	D 9,900円（900円）	D 9,000円
大学生・成人 引率者・競技役員等	A 7,370円（670円）	A 6,700円
	B 8,470円（770円）	B 7,700円
	C 9,570円（870円）	C 8,700円
	D 10,670円（970円）	D 9,700円

### (2) 駐車料金：旅館ホテルと協議する。

### (3) 接 遇

団 体・種 別	昼数割人数	浴 衣 タオル 歯ブラシ	献 立	
			朝 食	夕 食
小 学 生	2 畳に 1 人 ※	無	6 品	6 品
中 学 生	2 畳に 1 人 ※	無	6 品	6 品
高 校 生	2 畳に 1 人 ※	無	6 品	6 品
大学生・成人 引率者・競技役員等	2 畳に 1 人 ※	有	6 品	7 品

※ 部屋の大きさにより多少増減あり。

<標準献立表>

※但し、小・中・高校生以外は、1品増しとする。

夕 食	朝 食
1 お通し ・胡瓜、わかめ、ツナ缶、ドレッシング和え ・ブロッコリー、ソーセージ、マヨネーズ ・生野菜	1 小鉢 ・ラジウム卵、おひたし ・豆腐揚げ出し
2 焼き魚 (煮物等) ・赤魚照焼き ・野菜炒め ・酢 豚	2 中皿 ・ソーセージ野菜炒め ・塩引き ・生揚げ煮付け
3 洋 食 (揚物等) ・豚肉生姜焼き、キャベツ、トマト、パセリ ・鳥唐揚げ、レタス、レモン、パセリ ・白身魚フライ、ポテトサラダ、パセリ	3 皿 ・ハム、レタス ・オムレツ、キャベツ ・卵焼き、大根おろし
4 吸い物 (スープ) ・かき玉汁 ・わかめスープ ・トン汁	4 味噌汁 ・わかめ豆腐味噌汁 ・油揚げ大根味噌汁 ・しじみ味噌汁
5 御飯、お新香	5 御飯、お新香
6 果物 (バナナ、りんご、すいか等)	6 牛乳又はヤクルト

3. 弁当の基本料金 (軽減税率適用)

弁当料金総額 (内 消費税額)	弁当基本料金
756円 (内 消費税56円) より応相談	700円より応相談

※昼食の弁当の手配は宿泊を伴う場合に限るものとする

4. 食事を不要とする場合の宿泊料金

朝食を不要とする場合は基本宿泊料金の10%、夕食を不要とする場合は同20%、その双方が不要の場合は同30%をそれぞれ割り引くものとし、割引後の諸税別料金は下記の通りとする。

	小学生	中学生	高校生	大学生・引率者 成人・競技役員等
宿泊夕食付 (朝食不要)	A 4,950円	A 5,220円	A 5,400円	A 6,030円
	B 5,850円	B 6,120円	B 6,300円	B 6,930円
	C 6,750円	C 7,020円	C 7,200円	C 7,830円
	D 7,650円	D 7,920円	D 8,100円	D 8,730円
宿泊朝食付 (夕食不要)	A 4,400円	A 4,640円	A 4,800円	A 5,360円
	B 5,200円	B 5,440円	B 5,600円	B 6,160円
	C 6,000円	C 6,240円	C 6,400円	C 6,960円
	D 6,800円	D 7,040円	D 7,200円	D 7,760円

素泊まり (夕朝不要)	A	3,850円	A	4,060円	A	4,200円	A	4,690円
	B	4,550円	B	4,740円	B	4,900円	B	5,390円
	C	5,250円	C	5,460円	C	5,600円	C	6,090円
	D	5,950円	D	6,160円	D	6,300円	D	6,790円

## 5. 食事のみの料金

宿泊を伴う利用の場合に於いて、食事のみの利用を追加する料金については、朝食が基本宿泊料金の20%、夕食が同40%とし、その諸税別料金は下記の通りとする。

	小学生	中学生	高校生	大学生・成人 引率者・競技役員等				
朝食	A	1,100円	A	1,160円	A	1,200円	A	1,340円
	B	1,300円	B	1,360円	B	1,400円	B	1,540円
	C	1,500円	C	1,560円	C	1,600円	C	1,740円
	D	1,700円	D	1,760円	D	1,800円	D	1,940円
夕食	A	2,200円	A	2,320円	A	2,400円	A	2,680円
	B	2,600円	B	2,720円	B	2,800円	B	3,080円
	C	3,000円	C	3,120円	C	3,200円	C	3,480円
	D	3,400円	D	3,520円	D	3,600円	D	3,880円

## 6. その他

### (1) 適用範囲

本料金は、県スポーツ少年団スポーツ大会、県中体連、県高体連大会及び県総合体育大会に適用するもので、県内競技大会については、これに準ずるものとする。

### (2) 適用外

ア. 本料金は、上記以外の個人的宿泊（一般客・保護者の応援団を含む）については適用しないものとする。

イ. 本料金は、県内スポーツ大会のみに適用するもので、県外選手も参加する大会については適用しないものとする。

(3) 本要項の適用は、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合加盟（賠償責任保険加入）の宿泊施設とする。

(4) 配宿の申し込み等

ア. 配宿の申し込み

配宿の申し込みは、必要事項を記載した「福島県中学校体育大会 宿泊・弁当申込書」を、担当する支部組合に運営団体から送達しておこなうものとする。

イ. 予約金

- ① 小・中学生、高校生、引率者、競技役員等については予約金を不要とする。
- ② 大学生・成人選手については、予約の際に予約金を徴収することができる。
- ③ 予約金は、宿泊第1日目の宿泊費の一部に充当することができる。
- ④ 予約金は、原則として返金しない。但し、宿泊日から7日前までの取消しについては返金するものとする。
- ⑤ 予約金は、宿泊料金精算の場合に料金の一部に充当する。

ウ. 宿泊予約のキャンセル料金（不課税）

- ① 1泊目のキャンセル料金（2泊以上の場合は2泊目以降は免除）

宿泊当日	1日前	2～5日前
100%	50%	30%

- ② 2泊目以降の当日キャンセル料金（当該日の翌日以降は免除）

14時まで	14時以降
30%	50%

- ③ 14時以降に宿泊が確定した場合は、夕食の用意ができない場合もある

(5) 宿泊施設への連絡事項（厳守）

ア. 宿泊日、日数及び人員の変更・・・少なくとも前日までに連絡

イ. 早着、遅滞が生ずる場合・・・前日までに連絡

ウ. 朝食不要に変更する場合・・・前日までに連絡

エ. 夕食不要に変更する場合・・・前日までに連絡

(6) 宿泊料金の希望については本要項1.(5)の宿泊施設情報に記載された施設料金の中から第一希望と第二希望のふたつを明示するものとし、単一の希望または施設名称を指定した場合はこれを無効とする。

(7) 消費税及び入湯税について

ア. 入湯税については自治体の規定に基づき配宿による宿泊者が負担するものとする。

イ. 入湯税の課税および免除については自治体により要件が異なるため、不課税施設の指定または免除を配宿の条件とすることはできないものとする。

ウ. 消費税の計算は原則としてすべての税別料金の合計から税額を求める総額計算を用いる。

エ. 令和5年10月以降、インボイス発行事業者ではない施設については消費税を徴収しないこととする。

(8) 送迎については原則として受けない。ただし配宿後に申込団体が宿泊施設へ個別に送迎を依頼し受諾された場合はこの限りではない。

(9) 当日の宿泊が、試合の結果により確定しない場合は、出発前に荷物を一カ所にまとめるものとする。

(10) 補助金について

ア. 国及び自治体による宿泊にかかる補助金については、確定した配宿施設が当該補助金の対象である場合にはその利用を妨げない。ただし、補助金の確定的な適用について本組合が担保できないため、配宿の申し込みに於いて補助金の対象施設を条件とすることはできないものとする。

イ. 補助金の適用に必要な事項については、その対象者全員が遵守するよう宿泊する団体の責任者が管理しその責を負うものとする。